料金後納
郵便

親　展

〒XXX−XXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX 様

9999−999999−9999−999

大切なお知らせ

国民年金保険料のお知らせ

差出人

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168−8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
〒 999−9999
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXx
TELXXXXXXXXXXXXX

②

ご案内は内側にあります。
裏面（①）からゆっくりていねいに開いてご覧ください。

国民年金未納保険料
納付勧奨通知書（催告状）

お客様の国民年金保険料には、右記の納付状況のとおり未納があります。

未納があると、年金を受け取るときに影響があります。**金融機関**または**コンビニエンスストア**で納めてください。

- 納付書がお手元にない場合は再発行します。
  年金事務所までご連絡ください。
- 経済的に保険料を納めることが難しい場合は、
  国民年金保険料の免除申請を行うことができます。
  詳しくは裏面をご覧ください。

このお知らせは、平成30年9月12日現在のデータに基づき、平成30年7月以前に国民年金保険料の未納がある方にお送りしています。

すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

・免除申請中の方への審査結果は、この通知書とは別に届きます。

お客様の基礎年金番号は 9999-999999　です。

平成●●年●●月より国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・戸別訪問・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。

「○○○○○○○」
お問い合わせ先　○○○○-○○-○○○○
営業時間　○○：○○〜○○：○○

納付状況

年度	未納月数	未納金額
X X Z9	Z9 カ月	￥￥,￥￥￥,￥￥9 円
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
	X X X X X X X X X X X X	
年度	未納月数	未納金額
X X Z9	Z9 カ月	￥￥,￥￥￥,￥￥9 円
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
	X X X X X X X X X X X X	
年度	未納月数	未納金額
X X Z9	Z9 カ月	￥￥,￥￥￥,￥￥9 円
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
	X X X X X X X X X X X X	
合計	未納月数	未納金額
	Z9 カ月	￥￥,￥￥￥,￥￥9 円

・納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

＊	未納		
A,B,H,￥	納付済	サ	学生納付特例
L,R,Y,Z	全額免除	セ	納付猶予
ア,チ,ヒ	半額,3/4,1/4免除（未納）	＋	第３号納付
イ,ツ,フ	半額,3/4,1/4免除（納付済）	－	納付期限２年経過(注)
／	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または２０歳前の期間		

(注) 納付状況に関わらず「－」と表記しています。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

・共済組合に加入していた月数は含んでいません。
・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金						
全額納付月数	法定免除・全額免除月数	4分の1納付月数	半額納付月数	4分の3納付月数	学生納付特例月数	納付猶予月数
ZZ9カ月	ZZ9カ月	ZZ9カ月	ZZ9カ月	ZZ9カ月	ZZ9カ月	ZZ9カ月

厚生年金保険加入月数計	船員保険加入月数計	合計
ZZ9カ月	ZZ9カ月	ZZ9カ月

国民年金保険料の納付のご案内は、民間委託により実施しており、業務を委託する事業者から、電話･戸別訪問等を行っています。

- ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- 委託事業者の訪問員がお客様のご自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した身分証明書をお客様に提示します。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいてＡＴＭ操作をお願いすることは一切ありません。
- 年金手帳や年金証書等をお預かりすることは一切ありません。

開封方法

①②の順に矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。（水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。）

①

国民年金保険料の未納は、年金の受け取りに影響します

保険料の未納期間があると、将来受け取る老齢基礎年金は、満額にはなりません。

さらに、**保険料の未納が続くと、「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「老齢基礎年金」を受け取ることができなくなる場合があります**ので、必ず保険料を納めていただくか、右記「国民年金保険料免除・納付猶予制度」「学生納付特例制度」の手続きをしてください。

なお、保険料を滞納していると、納付義務のある方※の財産が差し押さえられる場合があります。

※ 納付義務のある方…被保険者本人、その配偶者、世帯主

日本年金機構ホームページもご利用ください

日本年金機構　検索

http://www.nenkin.go.jp/

○年金に関する基礎知識や「年金Q&A」をご確認いただけます。

○“ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
このサービスをご利用いただくには、あらかじめユーザＩＤ パスワードのお申し込みが必要です。

保険料の免除・猶予制度等があります

経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合は、**「国民年金保険料免除・納付猶予制度」**の申請を行うことができます。
保険料を未納のまま放置すると、年金が受け取れない場合があります。申請はすみやかにお願いします。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、平成26年4月に法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（任意加入期間は除きます。）について、さかのぼって申請できるようになりました。
詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

国民年金　免除　検索

http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、税金の負担が軽減されます。

1810 1031 002